

令和2年度

事業概要

経済観光局

目 次

I	経済観光局の概要	1
II	組織と事務分掌	3
III	令和2年度 主要事業	8

(3) 食肉センター事業費 予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 事業収入	216,217	1 事業費	692,900
2 繰入金	516,884	2 繰出金	250,201
3 市債	212,000	3 予備費	2,000
歳入合計	945,101	歳出合計	945,101

(4) 農業集落排水事業費 予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 事業収入	114,799	1 事業費	479,849
2 県支出金	114,050	2 諸支出金	927,754
3 繰入金	1,055,754	3 予備費	1,000
4 市債	124,000		
歳入合計	1,408,603	歳出合計	1,408,603

経済観光局

経済政策課

<総務係>

- (1)局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2)局の職員の安全衛生に関すること。
- (3)産業に係る諸団体及び事業所との連絡及び調整に関すること。
- (4)神戸市経済観光局指定管理者選定評価委員会に関すること。
- (5)株式会社神戸商工貿易センターに関すること。
- (6)局が所管する外郭団体の総合調整に関すること。
- (7)局の予算の経理に関すること。

<企画係>

- (1)産業振興に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。
- (2)市内産業の現況に関する調査研究及び局の基本施策に係る調整に関すること（就労促進係の所管に属するものを除く。）。
- (3)中小企業及び地域産業の振興に関する企画、立案及び調整に関すること。
- (4)中小企業・労働関係団体等との連絡及び調整に関すること。
- (5)大規模事業所との連絡及び調整に関すること（工業課の所管に属するものを除く。）。
- (6)中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項に規定する指定法人との連絡及び調整に関すること。
- (7)中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に関すること。
- (8)中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に関すること。
- (9)商工会議所法（昭和28年法律第143号）に関すること。(10)神戸市産業振興センターに関すること。
- (11)公益財団法人神戸市産業振興財団に関すること。
- (12)大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に関すること。
- (13)神戸市大規模小売店舗等立地審議会に関すること。
- (14)技能職者の福祉対策に関すること。
- (15)神戸市技能奨励賞選考委員会に関すること。
- (16)公益財団法人神戸いきいき勤労財団に関すること。
- (17)勤労者福祉共済制度の支援に関すること。
- (18)労働福祉に関すること。
- (19)企業の海外商取引及び海外展開の情報収集及び情報提供並びに推進に関すること。
- (20)外国人材の採用に関すること。
- (21)貿易関連団体及び機関との連絡及び調整に関すること。
- (22)中小企業の制度融資及び融資あっせんに関すること。
- (23)金融事情の調査に関すること。
- (24)中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項及び6項に規定する認定に関すること。
- (25)信用保証協会及び金融機関との連絡及び調整に関すること。

<就労促進係>

- (1)市内産業の現況に関する調査研究及び局の基本施策に係る調整に関すること（企画係の所管に属するものを除く。）。
- (2)雇用及び就労状況に関する連絡及び調整に関すること。
- (3)都市型創造産業振興に関する企画、立案、調整及び推進に関すること。
- (4)デザインを活かした産業に関する企画、立案、調整及

び推進に関すること。

- (5)デザイン・クリエイティブセンター神戸に関すること（企画調整局つなぐラボの所管に属するものを除く。）。
- (6)六甲山上における都市型創造産業の集積及び振興等に関すること。

工業課

<振興係>

- (1)課の庶務に関すること。
- (2)成長産業の育成に関すること。
- (3)工業立地の相談及び指導に関すること。
- (4)工場立地法（昭和34年法律第24号）に関すること。
- (5)中小工場の集団化及び団地建設の指導に関すること。
- (6)インナーシティに係る地域の工場立地に係る調査及び研究並びに諸事業に関すること。
- (7)大規模事業所との連絡及び調整に関すること（経済政策課企画係の所管に属するものを除く。）。
- (8)神戸市ものづくり工場に関すること。
- (9)公益財団法人新産業創造研究機構に関すること。
- (10)前各号に掲げるもののほか、工業の振興に関すること。

商業流通課

- (1)課の庶務に関すること。
- (2)商業団体の育成及び指導に関すること。
- (3)商店街及び小売市場の育成及び指導に関すること。
- (4)流通対策に関する連絡及び調整に関すること。
- (5)小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）に関すること。
- (6)商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に関すること。
- (7)中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）に関すること。
- (8)前各号に掲げるもののほか、商業の振興に関すること。

ファッション産業課

- (1)課の庶務に関すること。
- (2)地場産業の育成及び振興に関すること。
- (3)地場産業関係団体との連絡及び調整に関すること。
- (4)神戸ファッション美術館及び神戸ファッションマートに関すること。
- (5)北野工房のまちに関すること。
- (6)生活文化産業の振興に関すること。

消費生活センター（2）

<相談指導係>

- (1)センターの庶務に関すること。
- (2)消費者行政に関する企画立案、連絡及び調整に関すること。
- (3)神戸市消費生活会議及び神戸市消費者苦情処理審議会に関すること。
- (4)消費生活情報の収集及び提供に関すること。
- (5)消費生活の相談及び苦情処理に関すること。
- (6)消費者安全法（平成21年法律第50号）に関すること。
- (7)電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に関すること。
- (8)ガス事業法（昭和29年法律第51号）に関すること。
- (9)消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に関すること。
- (10)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律

第 149 号) に関する事 (消防局の所管に属するものを除く。)

- (11) 家庭用品品質表示法 (昭和 37 年法律第 104 号) に関する事。
- (12) 食品表示法 (平成 25 年法律第 70 号) に関する事 (保健福祉局保健所医務薬務課薬務係, 東部衛生監視事務所公衆衛生係, 西部衛生監視事務所公衆衛生係, 北衛生監視事務所公衆衛生係, 垂水衛生監視事務所公衆衛生係及び西衛生監視事務所公衆衛生係の所管に属するものを除く。)
- (13) 物価情報の収集及び提供に関する事。

< 消費者教育係 >

- (1) 消費者教育及び消費生活の啓発に関する事。
- (2) 消費生活に関する調査及び研究に関する事。

< 計量検査係 >

- (1) 計量法 (平成 4 年法律第 51 号) 第 2 条第 4 項に規定する特定計量器 (以下この係において「特定計量器」という。) の定期検査及び再検査に関する事。
- (2) 特定計量器の定期検査に代わる計量士による検査等に係る届出に関する事。
- (3) 計量法に規定する立入検査, 指導, 勧告等に関する事。
- (4) 計量法第 2 条第 1 項に規定する計量 (以下この係において「計量」という。) に関する調査, 研究及び啓発に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか, 計量に関する事。

観光企画課

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 観光及び MICE の振興に係る総合的企画, 調査及び連絡調整に関する事。
- (3) 観光事業関係団体との連絡及び調整に関する事。
- (4) 泉源の管理に関する事。
- (5) 六甲山及び摩耶山の活性化に関する事 (摩耶ケーブル及び摩耶ロープウェイに関するものを除く。)
- (6) 神戸市立国民宿舎, 神戸市立須磨海浜水族園, 神戸市有馬温泉の館, 神戸市立太閤の湯殿館, 神戸市立有馬温泉観光交流センター, 神戸国際会議場及び神戸国際展示場に関する事。
- (7) 一般財団法人神戸観光局及び株式会社有馬温泉企業に関する事。

農政計画課

< 計画係 >

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 農政の総括及び基本計画並びに関係機関との連絡及び調整に関する事。
- (3) 農業構造の改善に関する調査, 計画及び調整に関する事。
- (4) 登録農家制度に関する事。
- (5) 農業及び漁業の担い手に係る施策に関する事。
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号) 及びその関係法令に関する事 (西農業振興センター西ふる里振興係及び北農業振興センター北ふる里振興係の所管に属するものを除く。)
- (7) 神戸市いのししからの危害の防止に関する条例 (平成 26 年 10 月条例第 23 号) に関する事。
- (8) 農業者年金に関する調整に関する事。
- (9) 農業振興資金融資及び農漁業制度資金利子補給制度に関する事。

- (10) 農業振興センター及び農業委員会との連絡及び調整に関する事。
- (11) 課の所管の工事等の施行に関する事務手続に関する事。
- (12) 課の所管の補助事業の申請, 報告及び精算に関する事。
- (13) 農林土木事業の調査, 計画及び調整に関する事。
- (14) 農業協同組合等又は土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 3 条に規定する資格を有する者の行う土地改良事業に係る事務 (審査及び技術的援助を除く。) に関する事。
- (15) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関する事 (有害鳥獣に係るものに限る。)

< 地域整備係 >

- (1) 人と自然との共生ゾーンに関する事。
- (2) 人と自然との共生ゾーン審議会に関する事。
- (3) 農業振興地域整備計画その他の計画の調査及び調整に関する事。
- (4) 農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) に基づく指定市の長が行う農地関係事務 (農業委員会事務局の所管に属するものを除く。) に関する事。
- (5) 農村地域の総合整備に関する調査, 計画及び調整に関する事。
- (6) 集落営農事業の推進に関する事。
- (7) 農用地利用集積計画の作成, 調整等に関する事。
- (8) 神戸市立農村環境改善センターに関する事。
- (9) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関する事 (農村地域の空家及び空家の跡地の活用に係るものに限る。)

< 土地改良係 >

- (1) ほ場整備事業に係る工事の計画, 設計, 監督及び検査に関する事。
- (2) 土地改良区の設立及び運営の指導に関する事。
- (3) 地籍調査 (西区神出町及び岩岡町に係るものに限る。) に関する事。
- (4) 農業協同組合等又は土地改良法第 3 条に規定する資格を有する者の行う土地改良事業に係る軽易な事項に関する事。
- (5) 農道及び林道の整備事業及び管理に関する事。
- (6) 農業用水利施設整備事業に関する事。
- (7) ため池整備事業に関する事。
- (8) 農地・農業用施設の災害復旧工事に関する事。
- (9) 東播用水事業に関する事。
- (10) 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 10 条の 8 の規定による伐採の届出, 同法第 11 条第 5 項の規定による認定及び同法第 49 条第 1 項の規定による許可に関する事。
- (11) 森林環境譲与税を活用した事業に関する事 (他の所管に属するものを除く。)
- (12) 森林の保護及び育成に関する連絡及び調整に関する事。
- (13) 漁港の土木工事に係る調査及び設計並びに工事の実施, 監督及び検査に関する事。
- (14) マリンピア神戸及び水産関連施設の土木工事に係る調査及び設計並びに工事の実施, 監督及び検査に関する事。

< 集落排水係 >

- (1) 農業集落排水事業に関する事。

調整区域指導課

- (1)課の庶務に関する事。
- (2)市街化調整区域内の開発行為等の許可、規制及び指導に関する事（開発行為に伴う宅地造成については、建設局防災課の所管に属するものを除く。）。
- (3)市街化調整区域内の開発行為に伴う宅地造成の検査に関する事（建設局防災課の所管に属するものを除く。）。
- (4)市街化調整区域内の建築確認に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）への適合性の審査に関する事。
- (5)市街化調整区域内の優良宅地の認定に関する事。
- (6)神戸市開発審査会に関する事。
- (7)太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）の規定による届出の受理及び進達に関する事（市街化調整区域に係るものに限る。）。

農水産課

<農産園芸係>

- (1)課の庶務に関する事。
- (2)食都神戸の推進に関する事。
- (3)園芸作物の生産の振興及び技術の普及に関する事。
- (4)こうべ旬菜育成推進事業に関する事。
- (5)農産物等の消費の拡大に関する事。
- (6)農業体験交流事業に関する事。
- (7)観光農業に関する事。
- (8)農業構造の改善に関する事（農政計画課計画係の所管に属するものを除く。）。
- (9)農業生産組織の育成に関する事。
- (10)土づくり（有機質重点型農業をいう。）の推進に関する事。
- (11)先端技術の導入及び普及に関する事。
- (12)果実酒類等の調査、研究及び開発に関する事。
- (13)神戸市立六甲山牧場及び神戸市立自然環境活用センター並びに神戸フルーツ・フラワーパーク及び農業公園に関する事。
- (14)一般財団法人神戸みりの公社に関する事。

<水産漁港係>

- (1)水産資源の培養に関する事。
- (2)漁港の管理及び整備計画に関する事。
- (3)神戸市立海づり公園に関する事。
- (4)栽培漁業センターに関する事。
- (5)マリンピア神戸の管理に関する事。
- (6)漁業構造改善事業に関する事。
- (7)漁港海岸に係る海岸保全施設の管理に関する事。
- (8)漁業の統計及び調査に関する事。
- (9)神戸市立水産会館に関する事。
- (10)神戸市立水産体験学習館に関する事。
- (11)神戸フィッシャリーナに関する事。
- (12)前各号に掲げるもののほか、沿岸域の漁業の振興に関する事。

西農業振興センター（2）

<西ふる里振興係>

- (1)西農業振興センターの庶務に関する事。
- (2)農業振興地域の管理に関する事。
- (3)人と自然との共生ゾーンに関する事。
- (4)都市農村交流の推進に関する事。
- (5)登録農家制度に関する事。
- (6)農地の有効活用の推進に関する事。

- (7)日本型直接支払制度に関する事。
- (8)農業の担い手の育成に関する事。
- (9)農業振興資金に関する事。
- (10)農業の統計調査、広報及び広聴に関する事。
- (11)土地基盤整備の推進に関する事。
- (12)農業・農業用施設の災害復旧に係る調査に関する事。
- (13)農業委員会との連絡及び調整に関する事。
- (14)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及びその関係法令に関する事（北農業振興センター北ふる里振興係及び経済観光局農政計画課計画係の所管に属するものを除く。）。
- (15)北農業振興センターとの連絡及び調整に関する事（他の課の所管に属するものを除く。）
- (16)前各号に掲げるもののほか、農政に関する事務に関する事。

<西生産振興係>

- (1)米政策改革に関する事。
- (2)兵庫県農業共済組合が行う農業共済事業（家畜共済事業を除く。）及び収入保険制度に関する事。
- (3)米麦の生産改善に関する事。
- (4)園芸作物の振興に関する事。
- (5)農業生産環境の改善、農業生産組織の育成及び集落営農事業の推進に関する事。
- (6)農業構造の改善及び集落の活性化のための事業の実施に関する事。
- (7)観光農業に関する事。
- (8)北農業振興センターとの連絡及び調整に関する事（他の課の所管に属するものを除く。）
- (9)前各号に掲げるもののほか、農業の振興に関する事。

<畜産振興係>

- (1)畜産物の生産及び技術の普及に関する事。
- (2)飼料作物の増産及び改良に関する事。
- (3)家畜のふん尿の処理及び飼育環境の整備に関する事。
- (4)家畜の衛生及び防疫に関する事。
- (5)肉牛経営資金に関する事。
- (6)こうべ育成牧場に関する事。
- (7)畜産物の消費拡大に関する事。
- (8)兵庫県農業共済組合が行う家畜共済事業に関する事。
- (9)前各号に掲げるもののほか、畜産の振興に関する事。

北農業振興センター（2）

<北ふる里振興係>

- (1)北農業振興センターの庶務に関する事。
- (2)農業振興地域の管理に関する事（北区に係るものに限る。以下第15号までにおいて同じ）。
- (3)人と自然との共生ゾーンに関する事。
- (4)都市農村交流の推進に関する事。
- (5)登録農家制度に関する事。
- (6)農地の有効活用の推進に関する事。
- (7)日本型直接支払制度に関する事。
- (8)農業の担い手の育成に関する事。
- (9)農業振興資金に関する事。
- (10)農業の統計調査、広報及び広聴に関する事。
- (11)土地基盤整備の推進に関する事。
- (12)農業・農業用施設の災害復旧に係る調査に関する事。
- (13)農業委員会との連絡及び調整に関する事。
- (14)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及びその関係法令に関する事（西農業振興センター西ふる里振興係及び経済観光局農政計画

経済観光局

- 課計画係の所管に属するものを除く。)
- (15)前各号に掲げるもののほか、農政に関する事務に関すること。
- ＜北生産振興係＞
- (1)米政策改革に関すること（北農業振興センター北生産振興係にあっては、北区に係るものに限る。以下第8号までにおいて同じ）。
- (2)兵庫県農業共済組合が行う農業共済事業（家畜共済事業を除く。）及び収入保険制度に関すること。
- (3)米麦の生産改善に関すること。
- (4)園芸作物の振興に関すること。
- (5)農業生産環境の改善、農業生産組織の育成及び集落営農事業の推進に関すること。
- (6)農業構造の改善及び集落の活性化のための事業の実施に関すること。
- (7)観光農業に関すること。
- (8)前各号に掲げるもののほか、農業の振興に関すること。

中央卸売市場運営本部

経営課

- ＜経営係＞
- (1)本部及び課の庶務に関すること。
- (2)本場、東部市場及び西部市場（以下この条において「本場等」という。）との連絡及び調整に関すること。
- (3)本場等の運営の企画に関すること。
- (4)市場事業費及び食肉センター事業費の予算及び決算に関すること。
- (5)本場等の経営の分析及び改善に関すること。
- (6)本場等の再整備計画に関すること。
- (7)神戸市中央卸売市場業務運営協議会に関すること。
- (8)本場等の調査統計及び流通の調査のとりまとめに関すること。
- (9)卸売業者、仲卸業者及び関連事業者（市長が定める食料品卸売業及び花き部（東部市場に限る。）に関するものに限る。）の業務検査及び財務検査の事務管理に関すること。
- (10)卸売市場法に基づく本場等の認定申請、届出及び報告のとりまとめに関すること。

本場（2）

- ＜管理係＞
- (1)本場の庶務並びに市場内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2)市場の予算の経理に関すること。
- (3)補助事業の申請、報告及び清算に関すること。
- (4)本場の運営の調査に関すること。
- (5)施設の整備の計画に関すること。
- (6)市場施設の使用条件の指定及び使用の許可又は承認に関すること。
- (7)各種の使用料、償還金その他収入金の徴収に関すること。
- (8)各種の保証金の徴収に関すること。
- (9)市場の維持管理、保安衛生及び清掃に関すること。
- (10)電気設備の保守管理に関すること。
- (11)関連事業者（市長が定める食料品卸売業に係る事業者を除く。）に対する許可、その取消し、届出、報告、指導及び監督に関すること。
- (12)本場に係る再整備事業に関すること。
- ＜業務係＞
- (1)卸売業者、仲卸業者、及び関連事業者（市長が定める食料

- 品卸売業に関するものに限る。）の業務の許可、認可、その取消し、届出、報告、指導及び監督に関すること。
- (2)前号の事業者の業務の検査に関すること。
- (3)市場の調査統計及び流通の調査に関すること。
- (4)買出人その他の取引参加者に対する指導及び助言に関すること。
- (5)卸売市場法に基づく市場の認定申請、届出及び報告に関すること。

東部市場（2）

- ＜管理係＞
- (1)東部市場の庶務並びに市場内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2)市場の予算の経理に関すること。
- (3)補助事業の申請、報告及び清算に関すること。
- (4)東部市場の運営の調査に関すること。
- (5)施設の整備の計画に関すること。
- (6)市場施設の使用条件の指定及び使用の許可又は承認に関すること。
- (7)各種の使用料、償還金その他収入金の徴収に関すること。
- (8)各種の保証金の徴収に関すること。
- (9)市場の維持管理、保安衛生及び清掃に関すること。
- (10)電気設備の保守管理に関すること。
- (11)関連事業者（市長が定める食料品卸売業に係る事業者を除く。）に対する許可、その取消し、届出、報告、指導及び監督に関すること。

- ＜業務係＞
- (1)卸売業者、仲卸業者、及び関連事業者（市長が定める食料品卸売業及び花き部に関するものに限る。）の業務の許可、認可、その取消し、届出、報告、指導及び監督に関すること。
- (2)前号の事業者の業務の検査に関すること。
- (3)市場の調査統計及び流通の調査に関すること。
- (4)買出人その他の取引参加者に対する指導及び助言に関すること。
- (5)卸売市場法に基づく市場の認定申請、届出及び報告に関すること。

西部市場（2）

- ＜業務係＞
- (1)西部市場及び食肉センターの庶務に関すること。
- (2)西部市場及び食肉センターの予算の経理に関すること。
- (3)西部市場及び食肉センターの維持管理、保安衛生及び清掃に関すること。
- (4)西部市場及び食肉センターの施設の整備に関すること。
- (5)西部市場及び食肉センターの施設の指定及び使用の許可に関すること。
- (6)各種の使用料、手数料、償還金その他収入金の徴収に関すること。
- (7)各種の保証金の徴収に関すること。
- (8)西部市場及び食肉センターの運営企画、調査及び統計に関すること。
- (9)卸売業者及び関連事業者の業務の許可、認可、その取消し、届出、報告、指導及び監督に関すること。
- (10)卸売業者の業務検査及び財務検査に関すること。
- (11)食肉取扱業者等の業務の指導監督に関すること。
- (12)卸売市場法に基づく西部市場の認定申請、届出及び報告に関すること。

- (1) 農業委員会の庶務に関すること。
- (2) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）その他の法令に基づく農地関係事務に関すること。
- (3) 農地利用の最適化の推進に関すること。
- (4) 農地の交換分合，その他農地に関すること。
- (5) 農地等の利用関係についての斡旋及び争議の防止に関すること。
- (6) 農業者年金事務に関すること。
- (7) 農業経営の合理化及び農家生活の改善に関すること。
- (8) 農業及び農業者に関する情報提供に関すること。
- (9) 他の行政機関等に対する農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出・公表，諮問に対する答申等に関すること。
- (10) その他農業の振興計画の樹立及び実施の推進に関すること。

令和2年度 主要事業の概要

[I 成長産業の育成と中小事業者の振興]

1. 都市型創造産業の振興

近年、顧客視点に立った商品開発や、企業改革を起こすことにより企業価値を高めるために、企業がデザイン（思考）に取り組むようになってきた。デザインとは、商品や企業全般の機能、設計、意匠等に工夫を加えることである。

① 次代のクリエイティブ人材育成プロジェクト（経済政策課）

デザインのスキルを磨きたい人、基本を学び直したい人、本格的に学びたい人を主なターゲットに、実際の仕事に近い実践的な講座と、選考を受けすべての講座を受けた受講生には“仕事”を提供することによりクリエイティブ人材のすそ野を広げる。

② 付加価値の醸成と新ビジネス創出に向けた企業意識の改革（経済政策課）

・企業のデザイン活用促進

経営戦略にデザインの視点を取り込むデザイン経営の導入や商品開発支援にかかるセミナー等を通じ、中小企業のデザイン思考を醸成する。また、企業とクリエイターの協業を促進するため中小企業者が発注するデザイン業務にかかる経費についての補助を行う。

・誠品生活神戸フェア「&KOBE」

台湾で最も洗練されたライフスタイルを提案する誠品生活でのプロモーションを通じて、神戸製品の認知拡大や新たなビジネス機会を創出する。

③ 企業とクリエイターのプラットフォーム構築（経済政策課）

中小企業やデザイナー・クリエイターを含めた異業種間の連携や協業につながるネットワーク構築のきっかけをつくるため、企業活動にクリエイティブな手法を取り入れた事例紹介等をするトークイベント「CROSS」の開催や、市内企業・地域経済の課題解決のためのプラットフォームとして市内クリエイターが多数参加しアイデア出しを行う「カミコン」を立ち上げる。

2. 次代のリーディング産業育成

① 中小製造業投資促進等助成制度（工業課）

中小製造業の生産性・技術力の向上、受注拡大、研究開発機能の強化等に向けた積極的な設備投資や、女性の雇用を促進するための環境整備を支援し、操業基盤の強化をはかる。特に、今後成長が見込まれる戦略産業分野（「航空・宇宙」「医療・健康・福祉」「農業・食糧」「環境・エネルギー」の4分野）の設備投資や、生産性の向上に資するI・O・T・A・I・ロボット等の導入について重点的に支援する。

② 水素産業への参入促進（工業課）

地元中小企業の水素産業分野への参入を促進するため、人材育成、製品開発、事業計画策定、市内外へのPR等を支援する。水素産業分野は、遵守すべき法規制が多い事や、技術面でも研究段階のものが多く事から、専門的な知見や先進的な技術を有する大学・研究機関や大手企業との共同研究・開発・実証を促進するとともに伴走型で指導助言する専門アドバイザーを配置し支援体制の強化をはかる。

③ 航空機産業のサプライチェーン構築（工業課）

航空機産業分野における共同受注・協業体制の構築や販路開拓に取り組む中小企業グループに対し、活動費用の一部を補助するとともに、経験豊富なコーディネーターによる品質管理体制強化や受注獲得等の支援を行う。また、国、支援機関、外国政府機関・自治体と連携し、海外企業との商談や技術交流など海外展開を支援する。

④ 生産性向上のためのI・O・T・A・I・ロボットの導入促進（工業課）

中小製造業の人手不足を補い生産性を向上させるため、兵庫県と連携して、生産現場等へのI・O・T・A・I・ロボット導入を促進する。具体的には、ワンストップ窓口における相談業務やセミナーでの先進事例等の紹介のほか、アドバイザー派遣による企業・現場ごとの課題抽出や導入方法の検討、製品紹介、導入資金の獲得支援など、あらゆる段階に応じたきめ細やかな支援を行う。

3. 中小事業者支援の強化

(1) 人材確保支援

① 市内就職の促進（経済政策課）

大学生の就職活動の動き出す時期が早まるとともに、高校生の就職準備段階で市内企業の認知度向上が求められている中、新卒者に対して、市内企業と交流できる機会を設ける。また、市の雇用・就労関連情報ポータルサイトでの情報発信、大学や高校の就職指導担当者と市内企業の情報交換会や、理系学生を対象とした就職イベント等、様々な事業について早期に展開することで、市内企業への学生の関心を高める。

さらに、大学生の選考解禁（6月）直後のタイミングで合同就職面接会を実施し、市内企業に採用機会の提供をはかる。

転職・再就職支援としては、市内での転職を考えている若者、再就職を希望するキャリアブランクのある女性等を主な対象として、短期インターンシップや職場見学等を行い、企業と就職希望者とのマッチングを円滑に進める人材確保支援を行う。

また、日本で就職を希望する外国人に対して、就活セミナーや模擬面接会等の外国人留学生等と市内企業との交流の場を提供するとともに、外国人留学生等を対象とした合同企業就職説明会を開催し市内就労を促進する。加えて、国内外の外国人に対して神戸での就労に関するWEBサイト（日本語、英語）を作成し情報発信を強化する。

② 市内企業の採用力強化支援（経済政策課）

市内企業の人材確保および人材定着のための効果的な採用活動を支援するため、企業の採用担当者を対象とするセミナー・研修を開催する。具体的には、最新の就職事情や学生動向の把握に加え、特に新卒採用の際に重要となる「インターンシップ」「プレゼンテーション」「面接」をテーマに支援を実施する。

また、外国人の採用活動の支援として、在留資格についての相談対応、セミナーや勉強会、中小企業向けの外国人雇用ガイドのWEBサイト等でタイムリーな情報提供を行うとともに、海外に幅広いネットワークを持つ人材紹介会社と地元企業との橋渡しを行う。

（2）販路開拓支援

① 中小企業販路開拓事業（経済政策課）

中小企業の主要な経営課題である「販路開拓」を支援するため、神戸商工会議所と連携してバイヤー招聘個別商談会の開催や駅ナカ等の販売チャレンジパイロットショップの支援を引き続き実施する。

② 民間企業と連携した海外ビジネス支援（経済政策課）

海外に拠点のある日系企業等と連携することにより、海外企業とのビジネスマッチングなど海外における販路開拓支援を行うほか、台湾において個別商談会を開催することで、市内企業の海外ビジネスにおける個別ニーズに対してサポートを行う。

（3）事業承継支援

① 100年経営支援事業（経済政策課）

中小企業の事業承継の円滑化をはかるため、事業承継のニーズの掘り起しや専門家による訪問支援に引き続き取り組む。さらに、マッチングを担当するコーディネーターやM&Aに精通した専門家等による支援を強化することで、後継者不在企業とのマッチング支援を促進する。

(4) 起業・創業支援

① 起業・創業支援（経済政策課）

市内7つの支援機関が連携し起業・開業の様々なニーズにワンストップで応える神戸開業支援コンシェルジュや、クリエイターをはじめ多様な人材が交流・融合する“場と機会”を提供する神戸起業操練所の運営により、新事業の創出を実現する総合的な支援を行う。

② 神戸の特性を活かした起業支援（経済政策課）

多様な食文化とマーケットを持つ神戸ならではの環境を活かした手法により、若者の神戸での起業と定着を促進するため、食ビジネスへの挑戦を応援する。具体的には、比較的参入しやすく個性を打ち出すことができるキッチンカー事業への挑戦に対して、補助金・出店場所・経営ノウハウの提供による支援を行う。また、アプリを活用し空いているスペースとキッチンカーの出店場所をマッチングすることで、出店者の経営環境の改善をはかる。

4. 勤労者福祉の充実（経済政策課）

勤労者の福祉向上のため、労働諸団体との市政に関する対話を通じ、勤労者の要望・提言の市政への反映、市政資料の提供等を行う。

また、技能職活性化策の一つとして、引き続き「技能グランプリ&フェスタ」を開催するとともに、神戸の技能職者の優れた技能「神技（かみわざ）」を広く市民に知ってもらう「きっかけ」をつくるため、写真や動画等を活用して魅力発信事業を実施する。

5. 神戸らしいファッション産業の発信

① 首都圏・海外等における「ファッション都市・神戸」PR

（ファッション産業課）

全国への影響力の高い首都圏の商業施設と連携し、神戸の食をテーマにした「神戸フェア」を開催する。「灘の酒」や「神戸の食材」などをつかった特別メニューの提供など、神戸の「食」を体感できる機会を創出することで、国内での神戸の認知度を高めるとともに、「神戸ブランド」の消費拡大を促進する。

また、友好都市である天津市や、インバウンド客の多い台北市で神戸の物産展を開催し、海外での神戸企業の販路開拓および、神戸ブランドの認知度向上をはかり神戸への訪日外国人客の増加と消費拡大に繋げる。

さらに、メディア等と連携し、「衣・食・住・遊」さらに神戸のライフスタイルを含めたファッション産業および、神戸の街の魅力を幅広く発信することで、「ファッション都市・神戸」のブランド力向上、まちの賑わい創出等を促進する。

② 「灘の酒」の振興（ファッション産業課）

「灘の酒」のブランド力向上および販路開拓とともに、酒造地域への誘客促進をはかるため、灘五郷酒造組合と灘五郷を有する神戸市と西宮市、両市をつなぐ

阪神電気鉄道株式会社による阪神電気鉄道沿線および酒造地域を中心としたPR事業および、灘五郷酒造組合、神戸市、西宮市による首都圏等に向けたPR事業を実施する。

また、兵庫県、関連自治体および酒造組合等と連携し、世界最大級のワインコンクールであるブリュッセル国際コンクールの日本酒部門「SAKE selection」を開催し、国内外に「灘の酒」の魅力を発信することで、新たな需要創出等をはかる。

③ 神戸シューズのブランディング強化・シューズ産業販路開拓支援

(ファッション産業課)

神戸の主要な地場産業であるケミカルシューズの知名度向上および販路開拓支援のため、日本ケミカルシューズ工業組合が地域団体商標登録している「神戸シューズ」について、百貨店・展示会等への出展支援を行う。また、平成30年10月に発表された「神戸シューズ®プレミアムライン」のブランドの定着をはかるため、販売戦略の専門家のサポート費用の一部を支援する。

④ 「真珠のまちKOBÉ」の海外発信 (ファッション産業課)

神戸の真珠取引拠点としての認知度向上および活性化のため、業界が新たに取組んでいる南洋真珠入札会の神戸開催を支援するほか、真珠の国際展示会開催に向けた調査・誘致活動を行う。また、香港や欧米などのジュエリーショーにおいて販路開拓を行う事業者に対する支援を行う。

6. 商店街・小売市場の活性化

① 地域商業活性化支援事業 (商業流通課)

「集客力向上・売上向上・地域課題解決」をめざし、商店街・小売市場が自ら企画・提案する事業を柔軟に支援することで、各団体の個性を活かした取り組みによる魅力とにぎわいの創出をはかる。また、「クオリティアップ事業枠」を新設し、商店街・小売市場のイメージアップや来場者の滞在時の満足度を高めるために商店街・小売市場全体を明るく美しく快適にクオリティアップするためのハード整備を支援する。

② 流通活性化推進事業 (商業流通課)

中央卸売市場では、仲卸と中小小売店との取引が年々減少傾向にある。こうした状況の中で、卸売市場法の改正を契機に、卸・仲卸・小売が専門家を活用して流通三者のさらなる関係強化や、流通活性化に向けて行う取り組みを支援する。

7. 安全・安心な消費生活の確保 (消費生活センター)

安全・安心で豊かにくらす社会を実現するため、「神戸市消費生活あんしんプラン2020」に基づいて、問題が多様化、複雑化している高齢者の消費者被害やインターネットトラブルへの対応に重点的に取り組む。

また、市民の意識向上のため、神戸消費者教育センターを活用した情報発信や、事業者・関係団体等と連携し、消費者のライフステージに応じた消費者教育を推進する。

[Ⅱ 国際・観光都市の魅力創造による集客力の向上]

1. マーケティングに基づく観光戦略の推進

① インバウンド誘客の推進（観光企画課）

東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機に日本の認知度が高まる機会を捉え、欧米豪を中心とした外国人旅行客の神戸へのさらなる誘客を推進するため、旅の情報源として重要度が増しているウェブを活用したプロモーションを強化する。また、東京、京都、大阪の空港・駅や観光案内所・ホテルを活用し、神戸のコンテンツの露出・誘導を強化することで、「プラスワントリップ」として神戸への周遊を促す。

② 国内誘客の推進（観光企画課）

成長マーケットである首都圏における露出を強化し、国内から神戸へのさらなる誘客を推進するため、PR会社を活用しテレビ・雑誌等における神戸の露出拡大をはかるほか、有力雑誌とのタイアップによる観光ガイドブックの作成や、宿泊・体験予約サイトを活用したプロモーションに取り組む。

2. 地域資源を活かした観光振興

① 神戸フィルムオフィス 20 周年事業（観光企画課）

設立 20 年を迎える神戸フィルムオフィスのこれまでの活動を振り返るとともに、映像を通じた神戸の魅力を発信し、「映画のまち・神戸」への誘客をはかるため、過去に神戸フィルムオフィスが支援した映画作品を厳選し、期間を限定して一挙上映する映画祭を開催する。また、神戸フィルムオフィスがこの 20 年間に支援した作品を紹介するとともに、メイキング写真やロケ地を掲載したロケツアーリズムのツールとなる 20 周年記念冊子を作成する。

② 須磨海浜水族園・海浜公園再整備（観光企画課）

須磨海浜公園エリア全体の魅力向上をはかるため、民間活力の導入による須磨海浜水族園および海浜公園の再整備に先立って、須磨海浜水族園・国民宿舎須磨荘の解体を進めるとともに、公の施設としてのこれまでの歴史を保管・活用できるようアーカイブ化を進める。

③ 淡路 3 市との連携事業（観光企画課）

令和元年 10 月に締結した淡路 3 市（淡路市・洲本市・南あわじ市）との連携協定に基づき、広域での観光プロモーションを行うことで、観光による交流人口の拡大につなげる。

④ 神戸ルミナリエの開催支援（観光企画課）

神戸ルミナリエは震災犠牲者の鎮魂と、神戸の復興・再生の希望を託すと共に、震災の記憶を永く後世に語り継いでいく行事として、震災の年（平成7年）より継続開催しており、冬の風物詩として定着している。令和2年度も引き続き、縣市協調により作品の規模を拡大して実施する。

3. 六甲山・摩耶山の活性化

（1）六甲山上における都市型創造産業事業者の活用促進

① 企業の進出および山上物件の活用促進（経済政策課）

六甲山上における遊休施設等について事務所等としての活用を促進するため、首都圏等の企業への誘致活動および活用可能な物件の紹介等を行う。また、事務所等として活用するための施設改修、既存の山上施設にワークスペースとしての機能を付加するための費用を助成するとともに、進出事業者同士の共創を促進するための交流拠点施設の整備にかかる費用を助成する。

② 光ケーブルの敷設（観光企画課）

六甲山上での、令和2年中の高速インターネットサービスの提供を実現するため、令和元年12月に選定した事業者に対して、光ケーブル敷設にかかる費用の補助を行う。

③ 情報発信の強化（経済政策課）

六甲山のビジネス拠点としての魅力を効果的に発信するため、専用のホームページを構築するとともに、様々なメディア媒体を活用する。また、六甲山がクリエイティブな活動に適しており知的創造の場・知的交流の場としてふさわしいという新たなイメージを市内外に向けて発信し、その認知度を高めるためのイベントを開催する。

（2）六甲山・摩耶山への誘客促進

① 六甲山上の遊休施設などを利活用した「賑わい創出事業」の拡充（観光企画課）

六甲山上での民間ならではの発想や創意工夫にあふれた事業の実現と、建物更新による山上の景観改善をはかるため、六甲山上にある企業保養所等の遊休施設を観光関連施設に利活用する事業者に対して、施設整備にかかる経費を縣市協調で支援する「賑わい創出事業」の拡充を行う。

② 六甲・摩耶急行バスの運行（観光企画課）

六甲山への誘客を促進するため、市街地からまやビューラインおよび六甲ケーブルを繋ぐ急行バスの運行を引き続き実施するとともに、主要駅等において統一されたデザインによる急行バスの広報を実施し、あわせて、令和元年8月に開設した観光客にとって必要な六甲山・摩耶山に関する情報を取りまとめた分かりやすいポータルサイト「神戸六甲山」をさらに充実させる。

③ 摩耶山上の再整備（観光企画課）

令和2年度末にPFI事業期間満了を迎える国民宿舎神戸摩耶ロッジ（ホテル・ド・摩耶）が担ってきた宿泊機能を維持・発展させ、豊かな自然環境と日本有数の眺望を有する摩耶山のさらなる魅力の向上による観光誘客の強化をはかるため、掬星台を含む摩耶山上の再整備の検討を進め民間事業者の公募を行う。

4. コンベンション機能の強化

① グローバルMICE都市・KOBЕの推進（観光企画課）

MICE開催による神戸市への経済波及効果や都市ブランドの向上のため、中長期的な視点で国際会議等の誘致促進をはかるとともに、地元大学との連携強化、インセンティブツアーの誘致強化、展示会助成等を実施し、MICE誘致を強力に推進する。

[Ⅲ 農漁業の活性化とブランド化の推進]

1. 「食都神戸2020」の推進

① 神戸の食文化創造事業（農水産課）

まち全体で「食べること・育てること」に対する市民の関心を高めるため、公園での果樹の植栽や、旧居留地でのアートや文化的建築物と連携した「食の発信」を行う。

② 食文化広域ネットワーク構築事業（農水産課）

国内外の食の分野で活躍する若者が神戸に集まる「We Feed The Planet」、瀬戸内エリアのクリエイターが神戸に集まる「瀬戸内ネットワーク」、全国各地で食による地域活性化に取り組む自治体連携組織「食の郷土づくり研究会」を通じて、市内の農漁業者や食事業者等が、全国各地や世界の都市と相互に情報交換できるネットワークを形成する。

また、「デリスネットワーク」等、近年神戸が食を通じて作り上げてきた国際的なネットワークを活用し、世界からの注目を集めるため海外に向けた神戸の「食文化」の発信と農漁業者や食事業者の交流をすすめる。

③ ファーマーズマーケットの拡大（農水産課）

2015年から開催している東遊園地のファーマーズマーケットが定着しつつあることから、次の展開として、都市地域・地下鉄海岸線沿線を中心に、各地域の個性に合わせたマーケットを面的に展開し、地産地消のライフスタイル化のさらなる推進をはかる。

④ ローカルフード&ローカルレストランの発信（農水産課）

いちじくや須磨海苔などの神戸産の農水産物を取り扱うレストラン、昔から地域で愛されてきた飲食店など、「ローカル」を軸に飲食店等にスポットをあて、神戸の魅力として広く国内外に発信する。

⑤ 食と農の拠点施設の再整備（農水産課）

西区の農業公園を、生産振興・担い手育成等の農業振興機能と、食と農をテーマに新たなライフスタイルを提案する機能を合わせもった食都神戸の交流拠点施設としてリニューアルするため、再整備計画および公募要領の策定に向けた調査を実施する。

2. 農村・里山の活性化

（1）持続可能な農業の振興

① 農地管理神戸方式の構築（農政計画課）

集落ごとに、5～10年後の農地の耕作者・後継者を明らかにする「里づくり農業振興計画」を策定し、農業の担い手を明確化する。さらに、農地の持続的な維持管理を可能にするため農地中間管理機構を活用し、個人から集落営農組織へ農地を集積するとともに、集落から町単位への広域化と法人化を進める「農地管理神戸方式」を構築する。あわせて、農作業の省力化のため、草刈りロボットや水管理システムなどのスマート農業の導入を支援し、農業経営の安定化をはかるほか、粗放・省力栽培が可能な茅の栽培等を支援し、耕作放棄地の活用や復元をはかる。

② 新規就農者・農業後継者の確保（農政計画課）

新規就農者の初期投資を軽減するため、栽培から販売まで一貫して実践する「就農実践ファーム」の設置を支援する。また、親族以外が農業経営を継承し、ハウス・農業用機械等の既存施設・設備を活用する際の改修等費用を支援する。さらに、新規就農者やUターン就農者に対して農業生産施設の設置を支援する。

③ 生産振興の強化（西農業振興センター・農水産課）

レストラン等の飲食店からの需要があり、省力栽培ができるレモン、アボカドの試験栽培を行う。また、畜産振興については、素牛増産等に取り組む畜産農家へ支援を行うとともに、肥育素牛導入および市内流通促進への支援を行う。加えて、六甲山牧場において、神戸ビーフ生産拡大のため、但馬牛の素牛の生産に取り組むとともに、家畜衛生防疫対策の強化を行う。

④ 中山間地域等直接支払交付金事業（北農業振興センター）

農業の生産条件が不利な地域においては、高齢化や人口減少により農業や集落の維持が懸念されるため、国の交付金を活用し農業生産を継続する活動を支援することで、多面的機能の確保、地域の活性化をはかる。

⑤ ため池防災減災対策（農政計画課）

農業用水の安定供給をはかるとともに、豪雨や地震等の自然災害による農業用ため池の決壊等を防止するため改修事業を進める。また、決壊すれば下流の家屋等に被害の可能性があるため池について「ため池マップ」を作成し周知していく

ほか、ため池の定期点検の実施などを行う。

- ⑥ 野生鳥獣等未利用資源の有効活用の検討（農政計画課・西農業振興センター）
これまで廃棄されている地域資源の有効活用のひとつとして野生鳥獣の肉を活用し、新たな地域の特産品につなげるための調査を行う。また、家畜の糞尿などの有機性廃棄物の資源化に向けて事業スキームを検討する。
- ⑦ 有害鳥獣・特定外来生物対策（農政計画課・西・北農業振興センター）
有害鳥獣による北区および西区における農作物被害や、市街地における生活環境被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲、餌付け対策、防護柵整備に対する支援、イノシシ出没緊急対応事業、鳥獣相談ダイヤルによる市民相談、有害鳥獣捕獲に従事する人材の育成事業等を実施する。また、アライグマ等の特定外来生物の捕獲もあわせて推進する。

（２）農村定住環境の整備

- ① 神戸・里山暮らしの推進（農政計画課）
農村地域へ新たな移住者を呼び込むため、これまでも世帯分離住宅等の許可要件の緩和を実施してきたが、さらなる規制緩和として賃貸の共同住宅について検討する。また、農村地域に移住する子育て世帯を対象に「里づくりの拠点施設等改修支援事業」の補助率・補助上限額を引き上げる。さらに、農村地域で新たな仕事をつくるため、「里山起業スクール」を引き続き開催するとともに、「神戸・里山暮らしハンドブック」を作成し、農村地域の魅力とあわせて移住・起業に関する情報発信を行う。
- ② 広域（町単位）連携の推進（農政計画課）
農村・里山地域の活性化を総合的に進めるため、将来像の実現に向けた検討を行い、町単位で、「将来の里の理想の姿」をモデル的に策定する。

（３）自然文化環境の保全

- ① 里山整備支援事業（森林環境譲与税の活用）（農政計画課）
野生動物による農業被害や防災意識の向上など、住民の里山整備への関心が高まっていることから、地域住民等が実施する里山整備や竹林・危険木の伐採などに必要となる資機材の購入費や、大径木の伐採に要する経費を補助する。また、森林経営管理制度の運用に向け、林地台帳を整備する。
- ② 地域資源の魅力化と農村ツーリズムの展開（農政計画課）
地域の活性化をはかるため、農村の魅力の再発見や地域の合意形成、受入れ態勢の構築などを進める。また、文化財や史跡等の地域資源の魅力化整備を進めるとともに、地域を結ぶ回遊ルートを設定し、情報発信する。

(4) 漁業振興の強化

① 須磨海づり公園の再整備（農水産課）

台風被害により休園中の須磨海づり公園については、安全性確保の観点から整備方法を見直す。その際、民間事業者の参入による魅力向上の可能性についても検討を進めていく。

② 漁港施設機能強化（農水産課）

流通拠点漁港となっている垂水漁港において、主要岸壁の耐震強化、漁港内道路・駐車場の液状化防止のための整備を引き続き実施する。また、塩屋漁港については、台風による高潮と波浪対策の検討を行う。

[IV 卸売市場の機能強化]

1. 中央卸売市場の活性化

① 本場の活性化（本場）

建設後 30 年以上経過した卸売場棟・仲卸売場棟のコールドチェーン対応等の機能強化、および本場西側敷地の冷蔵庫棟の移転のための再整備事業として、冷蔵庫・買荷保管所および加工場の敷地を確保するため、引き続き公有水面埋立工事を行うとともに、水産低温卸売場等整備の設計および工事に着手する。

また、各所照明設備更新など、安全・安心の確保や必要な機能を維持するための施設改修を行う。

② 東部市場の活性化（東部市場）

仲卸売場棟外壁改修や第一加工場改修など、老朽化した施設の安全性の確保や市場運営に必要な機能を維持するための施設改修を行う。

③ 西部市場の活性化（西部市場）

水処理施設や食肉機械設備の改修など、衛生面の強化および利用環境の改善のための施設改修を行う。